

# 令和5年度

## 阿南市

# 給水装置設置工事 施工基準等要綱

阿南市水道部水道課給水係

電話:(0884)22-3295

Fax:(0884)23-6073

E-MAIL:suigyo@anan.i-tokushima.jp

阿南市水道料金お客様センター

電話:(0884)22-0587

水道水 安心・安全 これからも

# 目次

- 給水装置の新設・増設・変更工事をする場合 … 3頁
1. 給水申請手続き等の方法について
- 給水装置工事設計審査申請書 図面 設計書の記入方法について … 5頁
- 1.申請者との事前協議等について
  - 2.給水装置工事設計審査申請書 図面 設計書記入等に関する注意事項について
    - (1)図面の書き方
    - (2)管種別・記号・略号
- 給水装置工事設計審査申請書 図面 設計書様式 … 6頁～9頁
- 給水申請の際に必要な許可と承諾等について … 10頁～12頁
- (1) 給水申請の際に必要な許可について
  - (2) 給水装置工事設計審査申請書 図面 設計書審査及び承諾等について
    - ①利害関係人同意書
    - ②分岐承諾書
    - ③水路管理者の承諾書
  - (3) 工事日程の報告について
  - (4) 給水装置設置工事等に関する工事期間について
  - (5) 布設する管種・口径について
  - (6) 給水装置設置工事施工時における注意事項について
  - (7) 給水装置設置工事施工後の仮舗装復旧について
  - (8) 給水装置設置工事施工後の本舗装復旧について
  - (9) 給水装置工事しゅん工届 及び 検査請求書等の提出について
- 加入金及び分担金について … 13頁
- 路面復旧・設計審査手数料・竣工検査手数料・安全対策 … 14頁
- 1.路面復旧について
  2. 設計審査手数料及びしゅん工検査手数料について
    - ①. 設計審査手数料
    - ②. しゅん工検査手数料
  - 3.安全対策(交通誘導員等)について
- 給水装置工事しゅん工届 及び 検査請求書様式 … 15頁～16頁
- 工事写真等について … 17頁～18頁
- 開栓・閉栓届記入例様式 … 19頁～20頁
2. 市指定材料単価表 … 22～24頁
- 1.サドル分水栓
  - 2.不断水丁字管(副弁付)
  - 3.筐類(ボックス類)
  - 4.直結止水栓(副弁付)
  - 5.HIシモク(ユニオンソケット)・ガイドナット
  - 6.PE継手SKXサドル分水栓用
  - 7.PE継手SKX直結止水栓用
  - 8.PE継手SKXおねじ付ソケット
  - 9.プレインゲートバルブ(制水弁)
  - 10.サドル分水栓止水用キャップ
  - 11.直結止水栓 伸縮部のみ

### 3. 給水装置施工時の注意点

埋設深度について … 26頁

給水装置設計及び施工心得について … 27頁

1. 本管上掘削埋戻工、公道上掘削埋戻工について
2. 量水器口径について
3. しゅん工写真について
4. 掘削作業について
5. 鋼管ネジ切りについて
6. 給水装置設置工事後における蛇口の設置位置について
7. サドル分水栓取付について
8. 直結止水栓取付時の注意
9. 給水装置設置工事施工に際しての注意
10. 量水器筐設置位置について
11. 給水管及び配水管(HPPE)保護用砂巻きについて
12. 埋設表示シート敷設について
13. 水路添架について
14. 水道配水用ポリエチレン管における水圧テストについて

平面図の書き方 … 29頁

断面図の書き方 … 30頁

量水器まわりの工事 … 31頁

量水器筐(ボックス)の設置・竣工図 … 32頁

分岐工事の制限と給水管の引込距離の標準限度について … 33頁

1. 分岐工事の制限
2. 給水管の引込距離の標準限度

メーターの設置箇所及び防護措置について … 34頁

1. メーターの設置箇所について
2. 防護措置について

禁止事項及び直圧の限界並びに1戸1線の原則について … 35頁

1. 禁止事項
2. 直圧給水の限界
3. 1戸1線の原則

# 給水装置の新設・増設・変更工事をする場合

**申請者**

☆阿南市指定給水装置工事業者から事業者を選定し、工事依頼をする。

依頼

**阿南市指定給水装置工事業者**

☆申請者から給水装置設置工事の依頼を受ける。  
 ☆現地調査及び申請者との協議を行い、基準に適合し合理的で経済的な工法等を検討の後に、内容確認後、申請者に説明をする。  
 ☆申請者が工事内容を理解した事を確認した後、申請書の記名押印欄に記名押印をして頂く。  
 ☆量水器の位置決定。  
 ☆量水器は、検針が容易で、将来移設しなくとも良い箇所を選定及び決定すること。  
 ☆詳細正確に記載をした給水装置工事設計審査申請書の作成。  
 ☆(借地に布設、取得権者の給水管より分岐の場合等の際は、利害関係者の承諾を得ること。)  
 ☆道路占用関係書類の作成。(水道課を通じて道路管理者へ申請する。)

申請

**阿南市水道課**

**提出先  
阿南市水道料金  
お客様センター**  
 給水装置工事設計  
審査申請書の内容  
審査  
 (2)通関程度期間を要する場合があります。

承認

**阿南市指定給水装置工事業者**

承認書(申請書副本)と納付書を発行します。

承認を受け、工事承認書及び納付書を送付

**申請者**  
 納付書により加入金等を納付。  
 (金融機関または阿南市水道料金お客様センターで納付してください。)

☆納付された加入金及び手数料は、特別の理由がない限り還付しないので、計画の変更が無い様に十分に熟考し申請をして下さい。

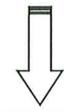
※万が一、計画の変更となった際は、計画変更の旨を直ちに阿南市水道料金お客様センターまで報告して下さい。



**水道課**

納付の確認後、道路管理者へ道路占用許可申請を提出。

**道路占用許可申請書**  
 道路等管理者(国・県・市など)  
 (申請から許可まで3週間~4ヶ月程度必要)  
 ※払い込み確認後に申請



**水道課**  
 (工事しゅん工検査)

◎閉栓風の提出  
 ※口徑変更の場合も必要。

**阿南市指定給水装置工事業者**

◎閉栓風の提出  
 ※口徑変更の場合も必要。

**申請者**

◎給水装置を開始、使用開始  
 ◎水道料金の支払い



※工事完了後、速やかに工事しゅん工届(工事写真を添付)を提出。

**阿南市指定給水装置工事業者が施工**

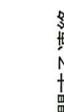
☆申請者、水道課と工事の工程協議。工事着工の7日前までに水道課給水係へ連絡。

☆資材を受け取る。  
 ☆安全対策を十分行い、工事は原則として断水工法で施工しない。  
 ☆各指定事業者において、工事等のトラブルに備えるため賠償責任保険に加入すること。  
 ☆道路の舗装復旧について、不等沈下が起こることがないよう申請者、指定事業者負担により責任を持って原状復旧(本復旧)を行うこと。



**阿南市指定給水装置工事業者**

警察へ道路使用許可申請の手続き(道路占用等許可後)  
 道路占用許可及び道路使用許可を得た後に工事を着工。  
 道路使用許可書の写しを阿南市水道料金お客様センターへ提出。



占用許可等に関する連絡

**担当窓口**  
 阿南市水道料金お客様センター(水道課内)

阿南市富岡町ノノ町12番地3  
 TEL:(0884)22-0587  
 FAX:(0884)22-6073  
 E-MAIL:suigyo@anan.i-tokushima.jp

令和5年度

給水申請手続き等の方法について

(給水装置工事設計審査申請書 図面 設計書の記入方法について)

1.申請者との事前協議等について

阿南市指定給水装置工事事業者(以下「指定事業者」という。)は、申請者から依頼を受けて申請書を作成するにあたり、既設給水装置の有無を含め必ず申請地へ赴き現地調査を行い工法等を検討してください。

2. 給水装置工事設計審査申請書 図面 設計書記入等に関する注意事項について

正確に詳細に平面図及び断面図を書き、市納入金内訳書に金額を書き入れて、給水装置工事設計審査申請書を作成し、申請者に記載内容を十分説明の後、申請者が工事内容を御理解した上で記名押印をして頂き、阿南市水道料金お客様センター(阿南市水道課内)に提出してください。

※申請地において、本管が埋設されていない場合等で、給水管の布設距離が、長くなると見込まれる場合については、必ず給水装置承認申請書図面設計書提出前に阿南市水道料金お客様センター(阿南市水道課内)へ現況写真等の資料を提示し協議をしてください。

※記載内容に不備等がある場合は、申請書の受理を致しかねますので、くれぐれも不備の無い様に記入し、万が一不備等がある場合は修正の後に再提出となります。

(1)図面の書き方

- (ア) 申請書の上部を必ず北として書いてください。
- (イ) 図面は、必ず詳細正確に記載してください。
- (ウ) 配水管の口径・管種および位置、給水管の口径・管種および位置を正確に記入してください。
- (エ) 道路の種別・路線名・幅員・歩車道の区別・種別・側溝の有無等を記入してください。
- (オ) 隣地との境界線を明確に記入してください。
- (カ) 給水装置に関しては、分岐の位置・止水栓・メーターの位置・管種延長・口径・継手等使用資材を一見して解るように記入してください。
- (キ) 本線の配管系統を記入してください。
- (ク) 平面図の記入に当たっては、既設管は、青線で記入し、新設給配水管は、赤線で記入する。  
また、上水道管以外の埋設物(NTT・工業用水管等)を調べ緑線で記入してください。

(2)管種別・記号・略号

管種の表示

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| (a) ポリエチレンライニング鉛管     | P.L.P        |
| (b) 硬質塩化ビニルライニング鋼管    | S.G.P. VA VB |
| (c) 硬質塩化ビニル管          | V.P          |
| (d) 鋳鉄管               | C.I.P        |
| (e) 石綿セメント管           | A.C.P        |
| (f) 耐衝撃性硬質塩化ビニル管      | H.I.V.P      |
| (g) 内外面硬質塩化ビニルライニング鋼管 | S.G.P. VD    |
| (h) ダクタイル鋳鉄管          | D.I.P        |
| (i) ポリエチレン管(1種・2層管)   | P.E.P        |
| (j) 水道配水用ポリエチレン管      | H.P.P.E      |

# 給水装置工事設計審査申請書 図面 設計書

申請日	年 月 日	第 一 号	設置場所	阿南市 町 番地
※阿南市水道部記入欄	受付	その他	附近見取図	
新設・増設・変更工事・その他 給水装置設置状況(公道等平面図)				
※道路と申請地の形状、量水器の設置場所を詳しく記入すること。 				
原本は、A3です。				
※注意: 記載内容に不備等がある場合は、申請書の受理を致しかねますので、くれぐれも不備の無い様に記入し、万が一不備等がある場合は修正の後に再提出をしてください。				
その他使用資材内訳 指定事業者が準備する資材(管材、継手類、埋設表示シートなど)については、使用数量のみ記載してください。単価、金額の記載は不要です。				
予定工期 工事予定期間を記入してください。 ※承認申請の審査期間、道路等占用許可が下りるまでの期間などを加味し、うえで工期の計画をお願いします。				
予定期間 年 月 日から 年 月 日まで				
その他注意事項(阿南市水道部記入欄)				
工事施工数量内訳 工事施工数量内訳 工事施工数量内訳 工事施工数量内訳				
市納入金内訳書 市納入金内訳書 市納入金内訳書				
市納入金内訳書 メーカー加入金、市水道部で購入する資材の単価、手数料等の金額を記入してください。 ※加入金、手数は原則申込み時に前納になります。				
設計審査手数料(非課税) 竣工検査手数料(非課税)				
合計 (A)				
※阿南市水道部記入欄 加入金(税込) 材料代(税込) 手数料(非課税) 市納入金合計				

※給水装置設置工事の着工日時を着工の7日前までに必ず給水係までお知らせください。

給水装置工事設計審査申請書・誓約書

私(所有・借用)の土地に生活用等として、阿南市の管理する水道水の供給を受けるため給水装置を新設・増設・変更工事・その他( )いたしたいので、設計内容を確認の上、阿南市水道事業条例第10条の規定により申請いたします。なお、承認にあたり付された条件及び次の事項について厳守することを誓約いたします。

- 1 阿南市指定給水装置工事業者( **事業者名記入** )を代理人と定め、給水装置工事設計審査の申請に係る一切の権限を委任します。
- 2 本給水装置の使用材料は、阿南市水道事業条例施行規程第4条に規定する給水用具又は阿南市が指定した材料で施工し、しゅん工後は給水装置使用者又は所有者が管理します。
- 3 この給水工事に関し利害関係者その他の者から異議が生じた場合は、すべて当方で解決し、阿南市に御迷惑をかけません。
- 4 設置後の給水装置に改造、増設、撤去等変更が生じる場合は、改めて給水装置工事設計審査の申請を行います。

**申請者住所氏名記入及び押印**

申請者 住所 阿南市 町 番地 氏名 (印)

この給水装置工事を施工するにあたって、以下の事項を誓約します。

- 1 阿南市水道事業条例及び関係諸法令を厳守し、工事前には、周辺住民等関係者に周知を徹底するとともに、工事を施工する際には安全対策に十分配慮します。
- 2 給水管は規定する深さに布設のうえ埋戻し、路面復旧は転圧を十分にを行い原状復旧し、舗装本復旧までに沈下した場合は、再復旧します。
- 3 この給水装置工事施工に関連する舗装本復旧工事について、以下の事項を誓約します。
  - (1) 舗装復旧工事に係る費用は全額給水装置工事承認申請者の費用負担で施工し、工事施工中に第三者へ損害または問題等が生じた場合は、申請者及び当方の責任において解決します。
  - (2) 舗装本復旧工事完了後に、道路管理者または水道事業管理者から手直し等の指示があった場合はその指示に従い適切に対処します。
  - (3) 舗装本復旧工事完了後1年間に生じた工事的目的物の瑕疵の補修、瑕疵によって生じた一切の損害等に対して賠償責任を負います。
- 4 この工事(舗装復旧工事含む)及び布設後において如何なる理由によって、発生した事故等については、当方で修理等一切の責任を負います。**事業者名記入及び押印**

年 月 日

阿南市指定給水装置工事業者 (印)

利害関係人同意書

私所有の 町 番地 土地内へ給水装置をなすこと  
私所有の 町 番地 家屋内へ給水装置をなすこと  
を承諾します。

年 月 日 なお、本承諾に関し、将来にわたり紛争が生じたときは当事者間で一切の解決します。

**給水装置設置工事施工に際し、申請者所有地以外の土地または家屋内に影響がある場合は丸印の箇所に氏名住所を記入し押印をしてください。**

住所	住所
氏名 (印)	氏名 (印)
住所	住所
氏名 (印)	氏名 (印)

分岐承諾書

設置場所 阿南市 町 番地

本給水装置設置工事について、私が管理する給水管より分岐する事を承諾します。工事施工により私の給水装置の水量及び将来の増径工事に影響があっても異議を申し立ていたしません。

住所	氏名
<b>申請地付近に配水管が布設されておらず、個人給水管のみ布設されている場合は、給水管管理者(所有者)に分岐に関する説明をし、同意を得た後に分岐承諾書欄に住所及び氏名を記入していただき、押印を頂いてください。</b>	
(印)	(印)

確約書

私所有の給水装置のうち、管種 φ mmの水道管の所有権を放棄し、阿南市に寄付し管理をお任せすることを確約します。

年 月 日

住所 氏名 (印)

内線平面図

計画 中

・

別添 の と お り



給水装置工事設計審査申請書・誓約書

私(所有・借用)の土地に生活用等として、阿南市の管理する水道水の供給を受けるため給水装置を新設・増設・変更工事・その他( ) いたしましたので、設計内容を確認の上、阿南市水道事業条例第10条の規定により申請いたします。なお、承認にあたり付された条件及び次の事項について厳守することを誓約いたします。

- 1 阿南市指定給水装置工事事業者 ( ) を代理人と定め、給水装置工事設計審査の申請に係る一切の権限を委任します。
- 2 本給水装置の使用材料は、阿南市水道事業条例施行規程第4条に規定する給水用具又は阿南市が指定した材料で施工し、しゅん工後は給水装置使用者又は所有者が管理します。
- 3 この給水工事に関し利害関係者その他の者から異議が生じた場合は、すべて当方で解決し、阿南市に御迷惑をかけません。
- 4 設置後の給水装置に改造、増設、撤去等変更が生じる場合は、改めて給水装置工事設計審査の申請を行います。

申請者 住所 阿南市 町 番地  
氏名 (印)

誓約書

この給水装置工事を施工するにあたって、以下の事項を誓約します。

- 1 阿南市水道事業条例及び関係諸法令を厳守し、工事前には、周辺住民等関係者に周知を徹底するとともに、工事を施工する際には安全対策に十分配慮します。
- 2 給水管は規定する深さに布設のうえ埋戻し、路面復旧は転圧を十分に行い原状復旧し、舗装本復旧までに沈下した場合は、再復旧します。
- 3 この給水装置工事に関連する舗装本復旧工事について、以下の事項を誓約します。  
(1) 舗装復旧工事に係る費用は全額給水装置工事承認申請者の費用負担で施工し、工事施工中に第三者へ損害または問題等が生じた場合は、申請者及び当方の責任において解決します。  
(2) 舗装本復旧工事完了後に、道路管理者または水道事業管理者から手直し等の指示があった場合はその指示に従い適切に対処します。  
(3) 舗装本復旧工事完了後1年間に生じた工事的物の瑕疵の補修、瑕疵によって生じた一切の損害等に対して賠償責任を負います。
- 4 この工事(舗装復旧工事含む)及び布設後において如何なる理由によって、発生した事故等については、当方で修理等一切の責任を負います。

年 月 日  
阿南市指定給水装置工事事業者 (印)

利害関係人同意書

私所有の 町 番地 土地内へ給水装置をなすこと  
私所有の 町 番地 家屋内へ給水装置をなすこと  
を承諾します。  
なお、本承諾に関し、将来にわたり紛争が生じたときは当事者間で一切の解決します。

年 月 日

住所	住所
氏名 (印)	氏名 (印)
住所	住所
氏名 (印)	氏名 (印)

分岐承諾書

設置場所 阿南市 町 番地

本給水装置設置工事について、私が管理する給水管より分岐する事を承諾します。工事施工により私の給水装置の水量及び将来の増径工事に影響があっても異議を申し立ていたしません。

住所	氏名
(印)	(印)

確約書

私所有の給水装置のうち、管種 φ mmの水道管の所有権を放棄し、阿南市に寄付し管理をお任せすることを確約します。

年 月 日  
住所  
氏名 (印)

内線平面図 計画 中 ・ 別添 の と お り

給水申請の際に必要な許可と承諾等について

(1) 給水申請の際に必要な許可について

工事で、市道・県道・国道等の公道を掘削する場合は、道路管理者に対し「道路占用許可申請書」、警察署長に対し「道路使用許可申請書」を提出し許可を受ける必要があり、また、車輛通行止めの場合は、消防本部に対し「道路工事届出書」を提出する必要があり、加入金、材料代、手数料の納付完了確認後、道路等管理者に対し各申請書を提出します。

占用許可まで市道 約3週間程度、県道は約1ヶ月半程度、国道にあつては約4ヶ月程度の期間を要しますので、申請者へ占用に要する期間及び工事着工に要する期間を十分に説明し、ご理解を得て頂くとともに、受付後から道路占用までに日数を考慮し、申請書は余裕を持って提出してください。

※道路等占用許可申請書、道路使用許可申請書、道路工事届出書等の各提出時に必要とする書類（位置図、平面図、断面図、安全対策図、復旧断面図、工程表、現況写真等）作成は、全て指定事業者が行ってください。

※警察署への道路使用申請手続は、指定事業者で行ってください。

※道路使用申請手続の際には、県証紙代が必要です。

※道路占用許可申請書

市道・県道・国道・河川区域・農道等に給水管を布設する場合は、道路等管理者の占用許可が必要ですので、事前に道路等管理者と協議を行った後に、必要書類全てを作成し給水装置工事設計審査申請書と併せて提出をしてください。なお、市道・県道・国道・河川区域・農道等占用に関する道路等管理者への占用申請書提出は、水道課から行ないます。

(2) 給水装置工事設計審査申請書 図面 設計書審査及び承諾等について

申請書記載内容の審査は、現地確認等を行うため時間を要しますので、余裕を持って申請書を提出をするとともに時間を要する旨を申請者に説明し、申請者からご理解とご了承を得てください。

審査後は、申請書副本と材料代等の納入通知書を指定事業者にお渡しします。

申請書副本及び納入通知書は、申請者へお渡しいたゞき、阿南市水道料金お客様センターまたは指定金融機関にて申請者が納付をしていただくようお願いください。

①利害関係人同意書

止む無く、私有の道路や第三者の土地に給水管を布設する場合は、その土地の所有者の承諾を求める場合があります。

※給水装置承認申請書図面設計書の裏面に記入欄があります。

②分岐承諾書

分岐をしようとする給水管が、個人又は複数人の所有する給水管である場合は、所有者全ての分岐承諾が必要となる場合があります。

※給水装置承認申請書図面設計書の裏面に記入欄があります。

③水路管理者の承諾書

給水管を申請地に引き込む際に水路上を横断(添架)する場合は、水路管理をする土地改良区や水利組合の承諾が必要です。上記以外にも、申請地及び付近の状況等により、必要な承諾書や確約書の提出を求める場合がありますので、事前に確認してください。

※納入通知書記載の全額を工事前に納付して頂きます。

※納付完了確認後、関係各所への占用書類提出を行います。

※納付後の加入金、材料代、手数料は、特別な理由が無い限り還付しません。

(3) 工事日程の報告について

申請書審査完了及び道路等管理者からの道路等占用許可並びに阿南警察署からの道路使用許可を受けた後に、工事日程が決定したら工事施工1週間前までに工事日程を水道課給水係まで連絡してください。

(4) 給水装置設置工事等に関する工事期間について

工事をするにあたり、入金と道路占用許可等がされていることを水道課給水係で確認してから道路管理者等から許可された期間内に工事を完了してください。

工事期間には、本舗装復旧工事も含まれます。

(5) 布設する管種・口径について

給水管引込については、原則としてポリエチレン管(1種・2層管)を使用し、口径は、 $\phi 25$  mm以上とします。ただし、申請地の現況でポリエチレン管(1種・2層管)の使用が困難な場合は、阿南市水道料金お客様センター(阿南市水道課内)と別途相談を行ってください。

協議の結果、水道課が許可をした時に限りポリエチレン管(1種・2層管)以外の管が使用可能となる場合があります。

また、分水栓及び止水栓部のPE継手は、原則阿南市水道課指定の継手を使用してください。

しかし、施工条件等の理由により指定する継手が使用困難な場合に限り相談の上、他種継手の使用許可をする場合があります。

なお、他種継手を使用する場合は、工事業者が継手を準備してください。

$\phi 50$  mmから  $\phi 100$  mmまでの配水管が必要となる給水工事を施工する際は、耐震管を使用し、 $\phi 150$  mm以上は、原則としてダクタイル鋳鉄管(DIP 管)を使用すること。

なお、上記管種及び管径については、道路管理者との協議により変更となる場合があります。

耐震管・ダクタイル鋳鉄管(DIP 管)が使用困難な場合は、別途協議をして決定することとします。

分譲地において $\phi 50$ mm 以上の耐震管を引き込む際は、末端まで $\phi 50$ mm 以上の耐震管で布設する。

ただし、諸事情により $\phi 50$  mm以上の配水管布設が困難である場合は、別途協議となります。

賃貸マンション等の給水管引込工事申請の際に、阿南市水道料金お客様センターとの協議により $\phi 40$  mm給水管を布設し制水弁を使用する場合は、管は仕切弁管を設置してください。

※制水弁管は、耐久性が低く車輦等で踏まれる事で損傷及び沈下が生じるためであるが、車輦等により損傷のおそれがない場合に限り使用を許可する場合があります。

(6) 給水装置設置工事施工時における注意事項について

施工前に、資材検収を行いますので、資材検収状況の写真撮影をしてください。

アパート及びマンション等で各サドル分水栓を設置する際は、間隔を 30 cm以上確保してください。

(※ポール等を添えて写真上で間隔を確認できるようにして下さい。)

配水管布設時には、管明示テープを貼り埋設表示シートを敷いてください。

布設管の口径が、φ50 mm以上の場合は、工事しゅん工後、水圧テストを行います。

開始時間と終了時間及び開始並びに終了の水圧を黒板等に記入し、水圧テスト状況の写真撮影をして下さい。

(7) 給水装置設置工事施工後の仮舗装復旧について

埋戻し及び仮復旧は、転圧を十分に行い沈下の無い様に施工し、後日、見回りを行い、沈下等を発見した際は、速やかに再復旧をしてください。

交通量が多い路線については、特に注意をしてください。

給水工事の際に、交通量と地盤沈下を鑑み安定処理をお願いする場合があります。

(8) 給水装置設置工事施工後の本舗装復旧について

本舗装復旧は、申請者責任施工です。

自然転圧期間後は、本復旧工事を必ず施工してください。

(9) 給水装置工事しゅん工届 及び 検査請求書等の提出について

工事完了後は、「給水装置工事しゅん工届 及び 検査請求書」と「分岐位置図」及び「工事写真」を揃えて、阿南市水道料金お客様センターまで工事完了後1か月以内に提出してください。

1ヶ月以内に「給水装置工事しゅん工届 及び 検査請求書」と「分岐位置図」及び「工事写真」の提出が無い場合は、厳重な対応をさせていただきます場合があります。

## 加 入 金

(増径の場合は、差額のみ負担【消費税含む。】となります。)

※下記単価に消費税を上乗せしてください。

メーター口径	加入金の単価 ( 税 別 )
φ13mm	金45,000円
φ20mm	金90,000円
φ25mm	金180,000円
φ30mm	金315,000円
φ40mm	金540,000円
φ50mm	金900,000円
φ75mm	金2,250,000円
φ100mm	金5,400,000円
φ150mm	管理者が別に定める額

※なお、下記の地域については、加入金等と別途に分担金が必要です。

詳細は、阿南市水道料金お客様センターへお問い合わせください。

町名	地 名
椿 町	寿 美吉野 平野 常盤野 弥生野 盛野 千代野
	香 小杭 大曲り 小曲り 田ノ浦 楠ヶ浦 大江
	須屋東側 須屋奥 須屋西側 高瀬 平松東側 平松西側
福井町	日の地 貝谷 辺川 小野 大坂 長谷川
新野町	元信 本田 前田 桑内 貞信 川又 川亦 喜来 谷口
	友常清貞 久田 安行 海老川 木戸 豊田木戸 岡花
	西光寺 小砂取 月夜 新富 平川内 貞持 常政 大谷

### 1.路面復旧について

路面の本復旧については、原則申請者責任施工です。

舗装の厚さについては、道路管理者から指示を受けてください。

### 2. 設計審査手数料及びしゅん工検査手数料について

設計審査及びしゅん工検査を行うに当たって特別の費用を要するときには、その実費相当額を徴収いたします。

なお、下記手数料は、特別な理由がない限り還付しません。

#### ①. 設計審査手数料（材料の確認を含む・1件につき）（非課税）

種 別	給水管の口径	手 数 料
給水装置の新設工事に係るもの	φ 25mm以下	金1,000円
	φ 30mm以上 φ 40mm以下	金2,000円
	φ 50mm以上	金4,000円
給水装置の増設又は変更工事に係るもの	新設工事1件の金額の1/2	

#### ②. しゅん工検査手数料（1件につき）（非課税）

種 別	給水管の口径	手 数 料
給水装置の新設、増設又は変更工事に係るもの	φ 25mm以下	金1,000円
	φ 30mm以上 φ 40mm以下	金2,000円
	φ 50mm以上	金4,000円

### 3.安全対策（交通誘導員等）について

給水装置設置工事施工の際は、道路管理者及び警察署の許可に従い、必ず安全対策図に従い工事中案内看板、バリケード、警備会社の交通誘導員（整理員）等を配置して下さい。

※申請書提出枚数と同じ枚数の提出が必要です。

課長	課長補佐	主査	係長	係員

## 給水装置工事しゅん工届 及び 検査請求書

工事(設備)箇所	阿南市	町	番地
申請者氏名			
受付番号	令和	年度	上水・簡水 第 ー 号
しゅん工年月日	令和	年	月 日
<p>上記工事について、しゅん工したため工事写真を添付しお届けしますので、しゅん工検査をしてください。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>阿南市指定給水装置工事事業者 住所 名称及び代表者氏名 <span style="float: right;">Ⓔ</span></p> <p>給水装置工事主任技術者 氏 名 <span style="float: right;">Ⓔ</span></p> <p>阿南市長 宛て</p>			

## 分岐位置図及び量水器位置図(実測)

	本管埋設深度	H= mm
<p><b>給水装置設置工事しゅん工届 及び 検査請求書作成時注意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請地と道路の位置関係を完全に図示、幅、距離を正確に記入すること。 (書ききれない時は、別紙のとおりとし別図を添付して下さい。)</li> <li>(給水工事しゅん工届の分岐位置及び量水器位置図は必ず実測を記載して提出して下さい。)</li> <li>○ 既設管(青)、新設管(赤)、他の埋設管(緑及び紫)と色分けをすること。</li> <li>○ 本管の埋設深度を記入すること。</li> <li>○ 分岐位置は、堅固な固定物(ブロック塀、電柱等)2点以上からの距離を記入すること。</li> <li>○ 給水管の材質、口径、延長、埋設深度を記入すること。</li> <li>○ 仕切弁、消火栓、給水管の曲げ、立ち入り部分は、それぞれに位置を図示し、目標物からの距離を記入すること。</li> <li>○ 量水器の位置を図示し、2点以上の距離を記入すること。</li> </ul>		

※阿南市水道部記入欄

上記の給水装置工事について、工事しゅん工を承認する。			
検査年月日	令和	年	月 日
検査員職氏名			

課長	課長補佐	主査	係長	係員

給水装置工事しゅん工届 及び 検査請求書	
工事(設備)箇所	阿南市 町 番地
申請者氏名	
受付番号	令和 年度 上水・簡水 第 - 号
しゅん工年月日	令和 年 月 日
<p>上記工事について、しゅん工したため工事写真を添付お届けしますので、しゅん工検査をしてください。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>阿南市指定給水装置 工事事業者 住 所 名称及び 代表者氏名 ⑩</p> <p>給水装置工事主任技術者 氏 名 ⑩</p> <p>阿南市長 宛て</p>	

分岐位置図及び量水器位置図(実測)	
	本管埋設深度 H= mm

※阿南市水道部記入欄

上記の給水装置工事について、工事しゅん工を承認する。	
検査年月日	令和 年 月 日
検査員職氏名	

## 工事写真等について

給水装置設置工事において、工事完成後(埋設後)となつては、設置状況等を確認することが出来ないため、工事中の写真が非常に重要です。

よつて、下記の項目については、黒板等をいれて写真撮影をし、しゅん工届等と共に提出して下さい。

### 不備等があつた場合は、①から「撮り直し」となる事があります。

- ① 着工前
- ② 交通誘導員配置及び安全対策看板設置等の安全対策状況
- ③ 使用材料一覧  
(※黒板等に資材名を記入し、撮影して下さい。)
- ④ 舗装カッター切り状況
- ⑤ 舗装取り壊し(撤去)状況
- ⑥ 掘削状況  
(※断面が変化するたび、連続は20mごとにポール等を添えて下さい。)  
(※配水管以外の配管を掘削中に発見した場合も埋設深度及び埋設位置が分かるようにポール等を添えて写真を撮影して下さい。)
- ⑦ NTTや工業用水などの立会確認を行った場合は、立会状況写真を撮影すること。
- ⑧ 本管埋設深度および本管から道路端までの距離  
(※それぞれ、ポール等を添えて長さや位置関係が分かるようにして下さい。)
- ⑨ サドル分水栓設置状況  
(※ポール等を添えて設置深度及び設置箇所が確認できる様にして下さい。)  
(※不断水丁字管を設置する場合は、設置(取付)状況)  
(※不断水丁字管を設置時の常圧テスト状況)
- ⑩ 穿孔状況  
※不断水丁字管を施工時においても撮影すること。
- ⑪ 防蝕リング挿入工(※鑄鉄管での施工時のみ。)
- ⑫ 穿孔切片確認  
※不断水穿孔時においても、撮影すること。
- ⑬ サドル分水栓防蝕フィルム巻き状況  
※不断水丁字管設置後の防蝕フィルム巻き状況を撮影する。
- ⑭ 布設給水管保護砂下敷き状況【PEP及びHPPE】(t=100mm)
- ⑮ 配管布設状況  
(※布設深度が分かる様にポール等を添えて下さい。)  
(※分譲地の場合には、分譲地内配水管布設状況の撮影が必要です。)  
(※アップだけでは無く周囲も入れて撮影して下さい。)
- ⑯ コア抜き状況写真  
(※コア抜き箇所のモルタル等の補修状況も撮影して下さい。)
- ⑰ 制水弁・仕切弁・消火栓筐の設置状況  
(※ポール等を添えて下さい。【設置した場合のみ】)  
(※できるだけ周辺の堅固な定着物からその距離が分かるように添えて下さい。)  
※各筐を設置した際に、設置状況の写真を撮影して下さい。

- ⑱ 管からの引き直しの場合、既設分水栓・止水栓の止水状況  
(※ポール等を添えて撮影して下さい。)  
(※できるだけ周辺の堅固な定着物からその距離が分かるように添えて下さい。)
- ⑲ 保護砂巻き状況
- ⑳ 埋戻し状況
- ㉑ 転圧状況  
(※転圧毎に撮影して下さい。)
- ㉒ 埋設表示シート敷き状況  
(※管天H=300mm位置に布設)
- ㉓ レミファルトまたは合材による仮舗装状況  
(※コンクリート道についてコンクリートによる舗装復旧状況)
- ㉔ 量水器筐の設置状況  
(※ポール等を添え撮影。)  
(※官民境界からの全景及び近景を撮影。)  
(※撮影時は、量水器筐の蓋を開けた状態を写して下さい。)
- ㉕ 仮舗装状況  
(※外側線等の道路標示が在った場合は、外側線等の復旧状況も撮影。)
- ㉖ 本復旧状況
- ㉗ 本復旧時における外側線等の復旧状況

量水器の出庫を受けたい時は  
この用紙を提出してください

- ◎新設又は増径及びキャップ止め等の場合
- ◎休閉栓中で、過去に開栓したことがある場合
- ◎開栓日は、平日(執務日)をお願いします。

阿南市水道料金お客様センター  
へ提出

# 記入例

# 開栓・閉栓届

提出年月日を記入 → 年 月 日

阿南市長 殿

阿南市水道事業条例及び阿南市水道事業条例施行規程に基づき 開栓  
閉栓 を届け出ます。

○ 給水装置所有者

記入すること。  
押印は必要あり  
ません。

住所: \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
氏名: \_\_\_\_\_  
連絡先:( ) - \_\_\_\_\_

○ 開栓・閉栓年月日	量水器使用開始日 → 年 月 日
○ 量水器取付日	量水器取付日 → 年 月 日
原簿番号	No. - -
○ 給水場所	阿南市 町 _____ 番地 <small>※番地まで正確な場所を記入すること。</small>
○ 水道料金請求先 給水装置使用者	住所: 徳島県 徳島市 万代町 1丁目1番地 フリガナ (カブ)ケンチョウコウムテン 氏名: (株)県庁工務店 連絡先:(088) 6△△ - □□□□  記入すること。 押印は必要あり ません。
水道料金納入方法	個別納付制 集金制 ※口座振替制
料金用途	一般用 業務用 その他( )
○ 量水器設置工事店	住所: _____ 代表者: _____ 連絡先:( ) - _____  記入すること。 押印は必要あり ません。

☆以下、水道課記入欄

新設・増径・開栓取付・取替 量水器番号( B・N - )			
給水装置設置工事申請番号		年度 上水・簡水 第 - 号	
量水器出庫日	年 月 日	量水器取付日	年 月 日
量水器メーカー名		量水器口径	φ mm
量水器出庫者		量水器期限	年 月
水道料金お客様センター受領日		年 月 日	

※口座振替は、最寄の金融機関窓口で受付をお願いいたします。

○印のところは、必ず記入してください。

# 開栓・閉栓届

	年 月 日
阿南市長 殿	
阿南市水道事業条例及び阿南市水道事業条例施行規程に基づき	開栓 を届け出ます。 閉栓
○ 給水装置所有者	住所: _____ フリガナ 氏名: _____ 連絡先:( ) - _____
○ 開栓・閉栓年月日	年 月 日
○ 量水器取付日	年 月 日
原簿番号	No. - -
○ 給水場所	阿南市 町 番地
○ 水道料金請求先 給水装置使用者	住所: 県 市 町 番地 フリガナ 氏名: 連絡先:( ) -
水道料金納入方法	個別納付制 集金制 ※口座振替制
料金用途	一般用 業務用 その他( )
○ 量水器設置工事店	住所: 代表者: 連絡先:( ) -

☆以下、水道課記入欄

新設・増径・開栓取付・取替 量水器番号( B・N - )			
給水装置設置工事申請番号	年度 上水・簡水 第 - 号		
量水器出庫日	年 月 日	量水器取付日	年 月 日
量水器メーカー名		量水器口径	φ mm
量水器出庫者		量水器期限	年 月
水道料金お客様センター受領日	年 月 日		

※口座振替は、最寄の金融機関窓口で受付をお願いいたします。

○印のところは、必ず記入してください。 20

令和5年度

# 給水装置資材単価表

適用期間:令和5年6月1日から令和6年5月31日まで

# 資材単価表

(※消費税込み)

## 1. サドル分水栓 <市指定品>

(1個当たり単価：円)

管種 管径(mm)	VP用	DIP用	PEP用	HPPE用
φ40×25	6,424	-	6,424	-
φ50×25	6,710	-	6,963	9,570
φ75×25	7,458	7,227	-	10,131
φ100×25	7,931	7,524	-	10,736
φ150×25	9,141	8,448	-	13,288
φ200×25	-	11,814	-	19,734
φ250×25	-	14,586	-	-
φ300×25	-	16,434	-	-
φ50×30	15,829	-	-	18,205
φ75×30	15,686	15,686	-	18,491
φ75×40	18,579	18,810	-	21,395
φ100×30	16,731	16,434	-	19,371
φ100×40	19,558	19,448	-	22,330
φ150×30	19,745	18,810	-	21,076
φ150×40	23,155	21,714	-	24,035
φ200×30	-	21,659	-	25,322
φ200×40	-	24,607	-	28,281
φ250×30	-	25,542	-	-
φ250×40	-	26,345	-	-
φ300×30	-	29,766	-	-
φ300×40	-	32,714	-	-

※サドル分水栓取付の際に、電気工具による締め付けは、仮締めまでとし、本締めはトルクレンチ等での手締めをし漏水をしない様に気をつけてください。

※開発協議及び分譲地など大口径管の布設を予定している場合は、事前に協議をお願いします。

耐衝撃性硬質塩化ビニル管	(High Impact, Hard Vinyl Pipe)	H. I. V. P
硬質塩化ビニル管	(Hard Vinyl Pipe)	V. P
石綿セメント管	(Asbest Cement Pipe)	A. C. P
GX形ダクタイル鋳鉄管	(GX type ductile iron pipes and fittings)	G. X
ダクタイル鋳鉄管	(Ductile Cast Iron Pipe)	D. I. P
鋳鉄管	(Cast Iron Pipe)	C. I. P
ポリエチレン管(1種2層管)	(Polyethylene pipes for general purposes)	P. E. P
水道配水用ポリエチレン管	(Higher Performance Polyethylene)	H. P. P. E

※口径φ50mmまでの給水管は耐震性を考慮し、P.E.P(ポリエチレン管)を使用してください。

なお、その場合は分水栓用のポリ継手が別途必要となりますので、その他使用資材内訳に表示してください。

申請地の現況を鑑みてP.E.P(ポリエチレン管)以外の使用も止むを得ない場合には、別途協議となります。

※本管が鋳鉄管の場合は、分岐穿孔した箇所には必ず防錆用の銅製リングを挿入してください。

(リング及び挿入の費用を工事施工数量内訳に表示してください。)

## 2. 不断水丁字管（副弁付） <市指定品>

※ 資材発注及び不断水工事依頼については、給水工事事業者が手配をしてください。

※ 不断水工事施工の際には、水道課職員が立ち会います。

## 3. 筐類（ボックス類）

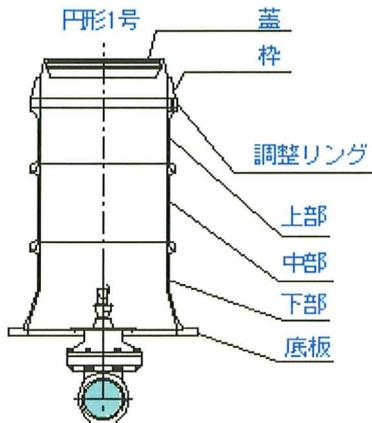
<市指定品>

（1個当たり単価：円 ※消費税込み）

種別	内 訳	金額	備 考																																																																																								
量水器筐	φ13mm	4,554	※量水器φ13mm及び直結止水栓φ13mm取付の際に、量水器筐は、φ13mm用量水器筐でも良いが、量水器の取替作業を考慮しφ25mm用の使用が望ましい。 ※集合住宅の場合は、複式メーターボックスを使用し ていただく場合があります。																																																																																								
	φ25mm	6,864																																																																																									
	φ25mm 耐荷用	23,716																																																																																									
	φ30mm ~ φ40mm	20,746																																																																																									
	φ50mm	別途協議	※耐荷重について検討が必要です。 ※φ50の使用は、申請地にφ75用が設置不可能等の理由による。																																																																																								
	φ75mm ~	別途協議																																																																																									
制水弁筐	φ150mm×H=800mm	23,034	※铸铁蓋型（φ25~φ40用）※公道上には、設置できません。																																																																																								
仕切弁筐 φ50~φ100用 日水協タイプ  ※深さにより 部材を増減し てください。	○ 鉄蓋（枠を含む）150H	15,785	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(例) H=500mm</td> <td colspan="2">(例) H=1,100mm</td> </tr> <tr> <td>鉄蓋</td> <td>150H</td> <td>15,785</td> <td colspan="2">※中部を2段にする。</td> </tr> <tr> <td>上下部</td> <td>300H</td> <td>11,913</td> <td>鉄蓋</td> <td>150H</td> <td>15,785</td> </tr> <tr> <td>底板</td> <td>50H</td> <td>9,922</td> <td>上部</td> <td>150H</td> <td>7,557</td> </tr> <tr> <td>仕切弁筐設置用ボルトナット</td> <td></td> <td>1,232</td> <td>中部</td> <td>150H</td> <td>4,840</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>38,852</td> <td>中部</td> <td>300H</td> <td>6,897</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>下部</td> <td>300H</td> <td>8,283</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(例) H=800mm</td> <td colspan="2"></td> <td>底板</td> <td>50H</td> <td>9,922</td> </tr> <tr> <td>鉄蓋</td> <td>150H</td> <td>15,785</td> <td colspan="2">仕切弁筐設置用ボルトナット</td> <td>1,232</td> </tr> <tr> <td>上部</td> <td>150H</td> <td>7,557</td> <td>計</td> <td></td> <td>54,516</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>150H</td> <td>4,840</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>下部</td> <td>300H</td> <td>8,283</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>底板</td> <td>50H</td> <td>9,922</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>仕切弁筐設置用ボルトナット</td> <td></td> <td>1,232</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>47,619</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	(例) H=500mm		(例) H=1,100mm		鉄蓋	150H	15,785	※中部を2段にする。		上下部	300H	11,913	鉄蓋	150H	15,785	底板	50H	9,922	上部	150H	7,557	仕切弁筐設置用ボルトナット		1,232	中部	150H	4,840	計		38,852	中部	300H	6,897				下部	300H	8,283	(例) H=800mm				底板	50H	9,922	鉄蓋	150H	15,785	仕切弁筐設置用ボルトナット		1,232	上部	150H	7,557	計		54,516	中部	150H	4,840				下部	300H	8,283				底板	50H	9,922				仕切弁筐設置用ボルトナット		1,232				計		47,619			
	(例) H=500mm			(例) H=1,100mm																																																																																							
	鉄蓋	150H	15,785	※中部を2段にする。																																																																																							
	上下部	300H	11,913	鉄蓋	150H	15,785																																																																																					
	底板	50H	9,922	上部	150H	7,557																																																																																					
	仕切弁筐設置用ボルトナット		1,232	中部	150H	4,840																																																																																					
	計		38,852	中部	300H	6,897																																																																																					
				下部	300H	8,283																																																																																					
	(例) H=800mm				底板	50H	9,922																																																																																				
	鉄蓋	150H	15,785	仕切弁筐設置用ボルトナット		1,232																																																																																					
	上部	150H	7,557	計		54,516																																																																																					
	中部	150H	4,840																																																																																								
	下部	300H	8,283																																																																																								
	底板	50H	9,922																																																																																								
	仕切弁筐設置用ボルトナット		1,232																																																																																								
計		47,619																																																																																									
○ 上部	150H	7,557																																																																																									
浅埋 { 上下部	150H	8,162																																																																																									
	"	300H	11,913																																																																																								
○ { 中部	100H	3,443																																																																																									
	"	150H	4,840																																																																																								
	"	200H	5,379																																																																																								
	"	300H	6,897																																																																																								
○ { 下部	200H	6,897																																																																																									
	"	300H	8,283																																																																																								
○ 底板	50H	9,922																																																																																									
※仕切弁筐設置用ボルトナット M12×110L		1,232	仕切弁筐一組につき、一組必要なので設計金額に含めてください。																																																																																								

ボックスの組み立て例

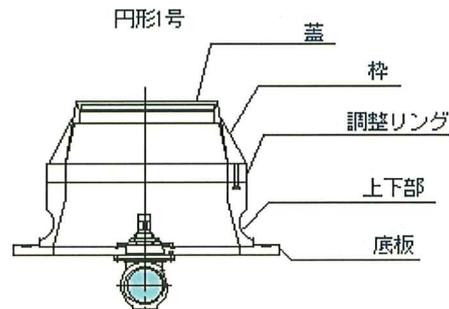
一般的な組み立ては管頂から適切な高さをとって底板を設置し、組み立てる。



浅層埋設化によるボックスの組み立て例

浅層埋設に対応するため、部材の高さを低くしたものや上部と下部を一体化した上下部を用いて、ボックスを組み立てる。

また、管頂と底板が接近して、十分に基礎部の高さが取れない場合は、分割底板型ボックスを用いて組み立てる。



※下記単価は、全て消費税込み（1個または1基当り）の単価です。

4. 直結止水栓（副弁付） <市指定品>

呼径	φ25×13	φ25×20	φ25	φ30 (副弁ナシ)	φ40 (副弁ナシ)
金額	12,056	12,342	12,474	24,112	28,424

※ 上記単価は、本体のみで、HIシモク・ガイドナットの金額は含まれていません。

5. HIシモク（ユニオンソケット）・ガイドナット <市指定品>

メーター口径	φ13	φ20	φ25	φ30	φ40
HIシモク	44	55	55	88	165
ガイドナット	341	539	792	1,100	1,771
合計額	385	594	847	1,188	1,936

※ HIシモク（ユニオンソケット）・ガイドナット量水器取付に必要ですので、設計内容に含んでください。

※ 既設給水装置及び量水器の移設や撤去、キャップ止めになった箇所にも量水器等を設置する場合は、申請書の提出及び直結止水栓等の計上が必要です。

※ 新設する給水管は、原則ポリエチレン管(1種2層管)になります。

このため、直結止水栓用のポリ継手が別途必要になるので、申請書に記入してください。

(申請地の状況によりポリエチレン管以外も可能としますが、別途協議が必要です。)

6. PE継手 SKX サドル分水栓用 <市指定品>

呼径	φ25	φ30	φ40
金額	1,837	2,915	3,674

7. PE継手 SKX 直結止水栓用 <市指定品>

呼径	φ25	φ30	φ40
金額	4,433	7,843	9,702

8. PE継手 SKX おねじ付きソケット <市指定品>

呼径	φ25	φ30	φ40
金額	1,595	2,365	3,014

9. プレインゲートバルブ（制水弁） <市指定品>

呼径	φ25	φ30	φ40
金額	12,199	25,091	29,491

10. サドル分水栓止水用キャップ <市指定品>

口径	φ13	φ20	φ25	φ30	φ40
金額	253	341	517	869	1,254

※ 既設給水管の止水（分水栓止め）に使用

11. 直結止水栓 伸縮部のみ <市指定品>

呼径	φ25×20	φ25
金額	3,047	3,047

※ 増径のときに使用します。

※ この価格表に記載されていない資材については、阿南市水道料金お客様センターまでお問い合わせください。

令和5年度

# 給水装置施工時の注意点

## 埋設深度について

埋設管口径	φ50 mm以下		φ75 mm以上
県道・市道	900 mm以上		900 mm以上
国 道	800 mm以上		800 mm以上
私道または 共有道路	600 mm以上		800 mm以上
宅地内	φ13mm~φ40mm	φ50mm	800 mm以上
	300 mm以上	500 mm以上	

道路敷内の埋設深度は原則上記のとおりとする。

ただし、配水管深度が歩道等で浅い場合、また工事施工上やむを得ない場合は、道路管理者と協議の後、決定する。

私道又は共有道路については、原則として協議内容に基づきます。

## 給水装置設計及び施工心得について

### 1.本管上掘削埋戻工、公道上掘削埋戻工について

本管上掘削埋戻工、公道上掘削埋戻工は、床掘り、砂巻き(t=10cm以上)埋戻し、タンパ締固めを含む。

### 2.量水器口径について

量水器口径は、阿南市水道料金お客様センターと相談し、また申請地付近の配水管布設状況を考慮した結果により求めること。

また、量水器出庫に際しては、水道料金請求先の住所、氏名等を確認のうえ、申請者が開栓を届出ること。

### 3.しゅん工写真について

しゅん工写真は、工事しゅん工届・分岐位置図と一緒にし、写真の横に必ず説明書きを書いて提出すること。

写真を撮る箇所は『工事写真等について』を参照してください。

### 4.堀削作業について

堀削作業は、機械堀削とし、現場状況に応じて人力堀削とする。

### 5.鋼管ネジ切りについて

鋼管ネジ切りには水道用潤滑剤を使用し、防蝕処理を施してください。

### 6.給水装置設置工事後における蛇口の設置位置について

量水器のすぐ近くに蛇口は設置しないこと。

必ず2～3m以上離してください。

### 7.サドル分水栓取付について

サドル分水栓の分岐部分下側及び配水管の下側は、特に念入りに埋戻しをしてください。

サドル分水栓取付時においてサドル分水栓を並べて取付する場合は、ある程度の間隔(30 cm以上)を離して施工し、修理時を配慮して余裕をもたせてください。(水道事業条例施行規程第4条第1項第1号)

鋳鉄管にサドル分水栓を取り付ける際は、穿孔後、防蝕用インサートリングを挿入してください。

### 8.直結止水栓取付時の注意

直結止水栓の伸縮部をよく点検し施工してください。

伸縮部を全然出していないか出しすぎていないか確認してください。

#### 9. 給水装置設置工事施工に際しての注意

給水装置設置工事は「いかにしておけば破損しにくいかな」として「いかにしておけば後で修理がしやすいかな」を常に配慮して施工すること。

施工に際し、指定材料を使用していない、設計及び指示内容と著しく異っている、または施工状況が著しく悪い場合は手直しをすること。

#### 10. 量水器筐設置位置について

量水器筐設置位置は、地盤高及び家や門の位置を考慮し、設置後、量水器取替及び検針が容易にできる場所に設置すること。

#### 11. 給水管及び配水管(HPPE)保護用砂巻きについて

給水管及び配水管(HPPE)布設の際は、布設をする管の下に管保護砂を 10 cm敷砂してください。

#### 12. 埋設表示シート敷設について

給配水管を埋設する際は、第一(下部)転圧後(管天 H=300 mm)に埋設表示シートを敷設してください。

給水装置工事設計審査申請書 図面 設計書に埋設表示シートの記入が必要です。

#### 13. 水路添架について

水路添架時における管口径  $\phi 75$  mm以上の配水管は、鋳鉄管(GX 管等)を使用し、添架してください。

また、 $\phi 25$  mmから  $\phi 40$  mm給水管の水路添架時においては、冬期における給水管凍結防止の観点から保温材を施してください。

#### 14. 水道配水用ポリエチレン管における水圧テストについて

量水器取付部に水圧テストポンプを取付け、給水管に充水後 0.75MPa の水圧をかけ、漏水の有無を調査する。

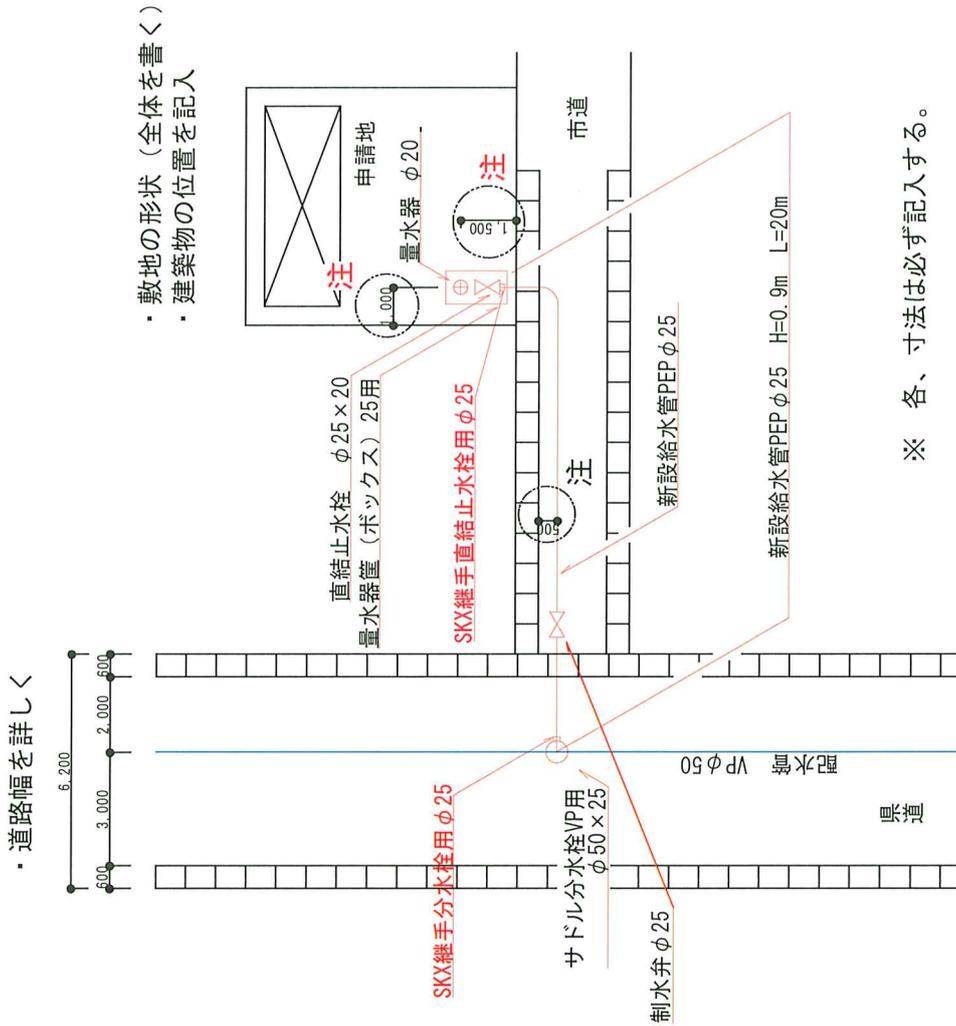
【水道配水用ポリエチレンパイプ管路の水圧試験の方法】

- ① 管路の水圧を 0.75MPa に上昇させ、5 分間放置する。
- ② 5分放置後、水圧を 0.75Mpa まで再加圧する。
- ③ 再加圧後、すぐに水圧を 0.50MPa まで減圧し、そのまま1時間放置する。
- ④ 1時間後の水圧を確認し、0.40MPa 以上の場合は漏水無し。  
(※0.40MPa 未満の場合は、24 時間後の水圧を確認する。)  
(※24 時間後、0.30MPa 以上の場合は漏水無し、0.30MPa 未満の場合は漏水あり。)
- ⑤ 漏水ありの場合は、給水装置設置工事業者が漏水箇所を調査し補修をする。

# 平面図の書き方

例 1

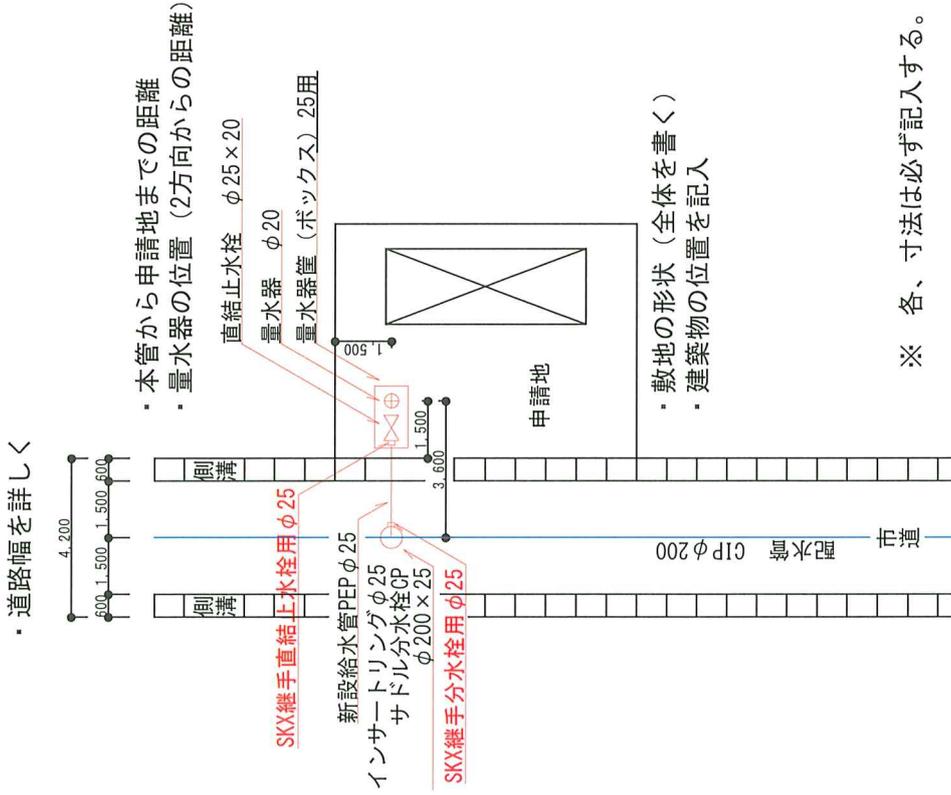
**注1：原則として北を上にして下さい**



※ 各、寸法は必ず記入する。

**注2：給水管及び量水器の設置箇所は原則として側溝や擁壁から50cm以上離して下さい**

例 2

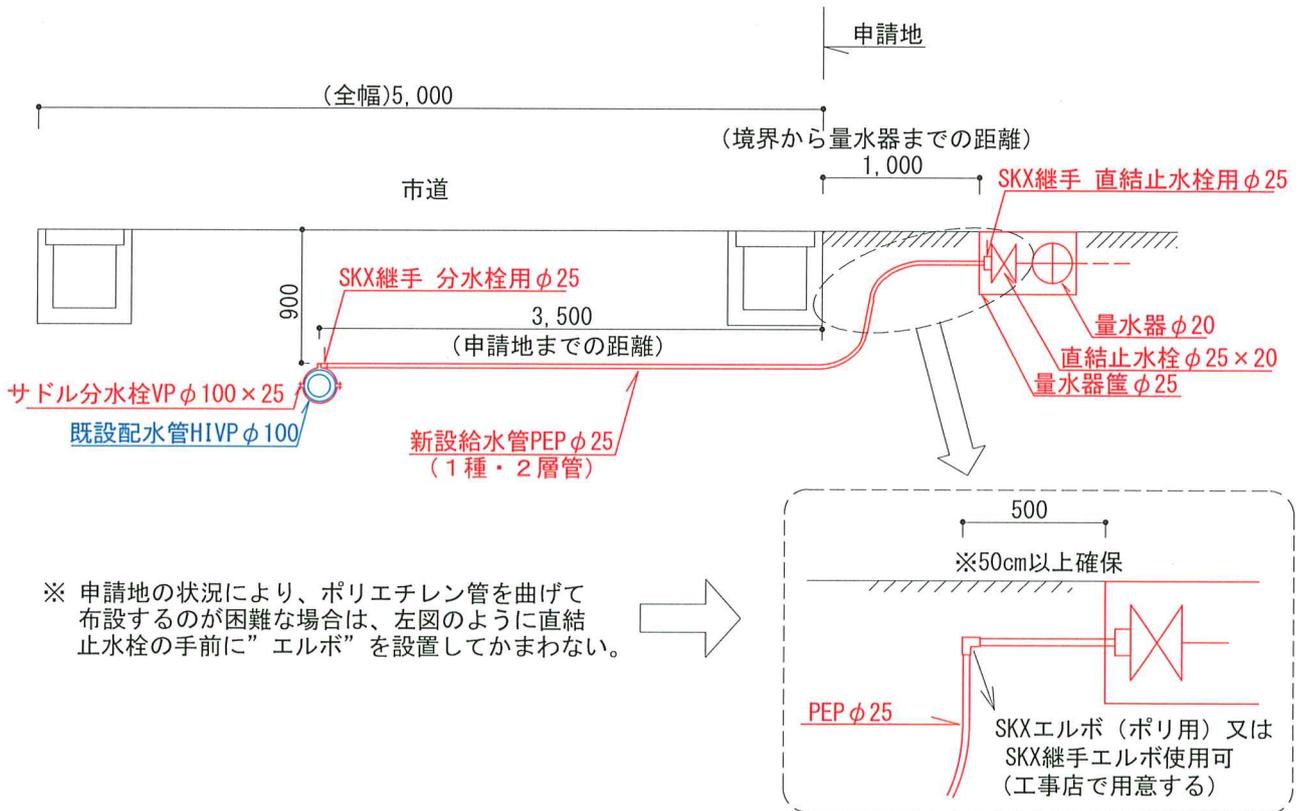


※ 各、寸法は必ず記入する。

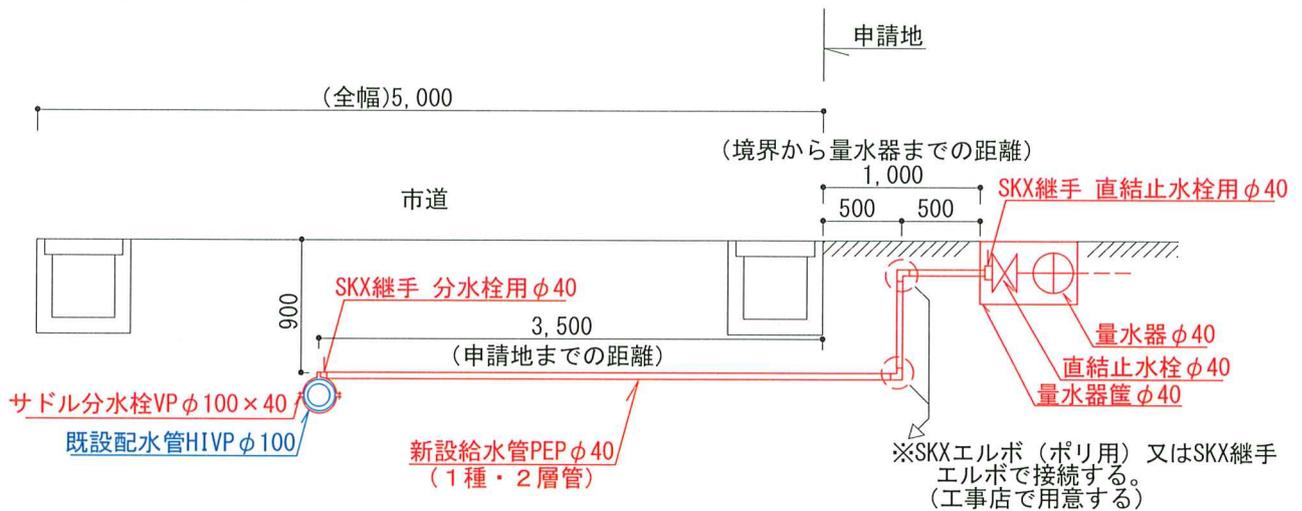
1. 路面幅、側溝幅、配水管の位置を記入すること。
2. 量水器が申請地のどこに位置に配置されているか、側溝、堀等からの距離を記入すること。
3. 色分け、既設管 (青)・新設管 (赤) とすること。

## 断面図の書き方

### 例 1 (φ 25mmの場合)

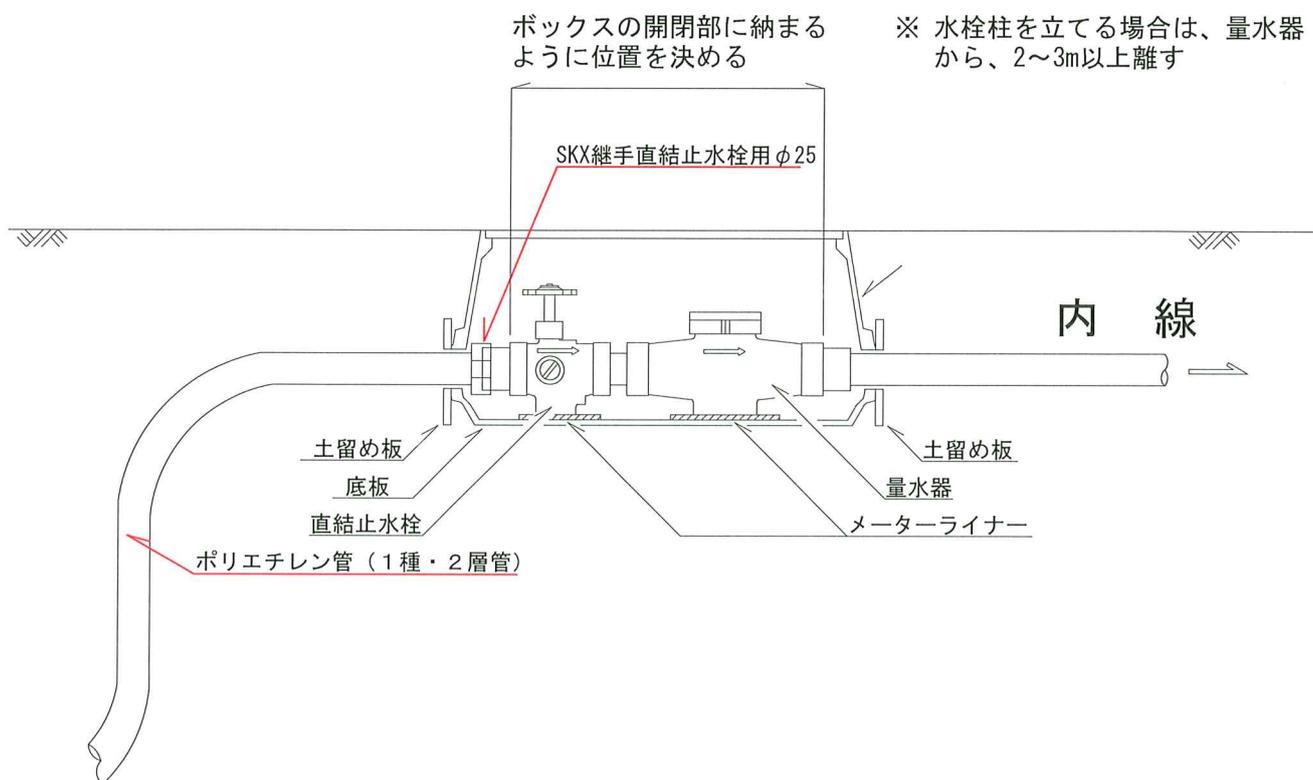


### 例 2 (φ 30～φ 40mmの場合)



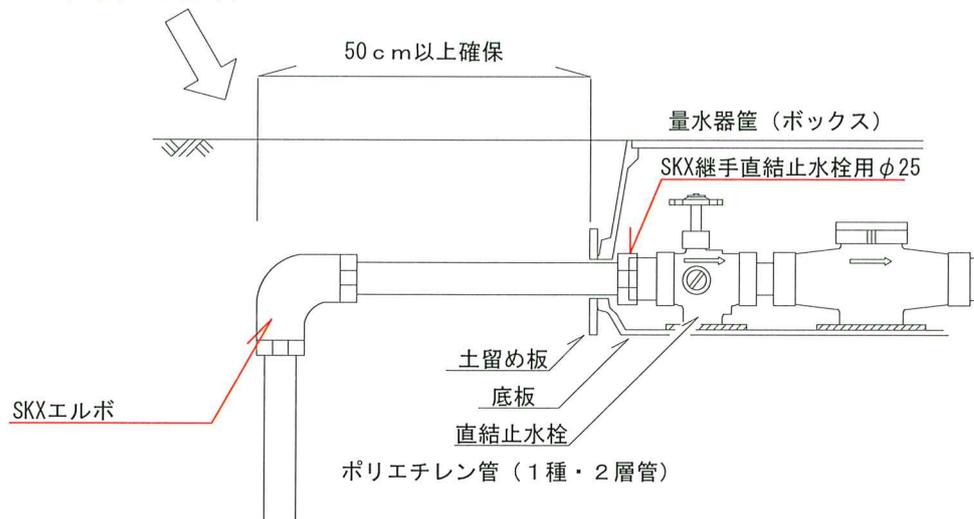
※ 給水管の引込距離が長い場合（10m以上）は、配水管からの分岐後に制水弁・筐を設置する場合がありますので注意して下さい。

## 量水器まわりの工事

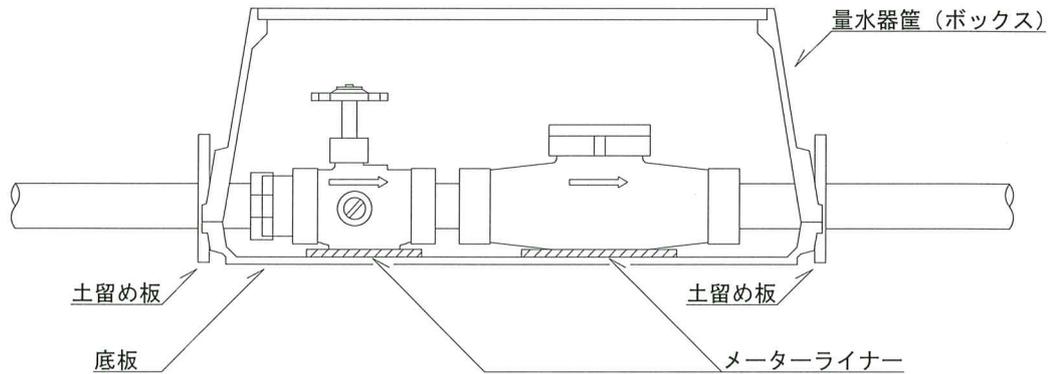


1. 量水器筐の設置は将来、直結止水栓・量水器の取替え時に、作業し易い配置となるよう、ボックスを前後しながら位置を決め、設置すること。
2. 量水器の位置と高さは、将来、移設の必要とならない位置を関係者と協議し、決めること。
3. 底板、土留め板、メーターライナー（据付台）を必ず取付けること。
4. ポリエチレン管の立ち上がり部分に”エルボ”を設置した場合は、量水器との間隔を50cm以上確保してください。

(下図のとおり)



# 量水器筐（ボックス）の設置



1. ボックスは量水器の検針し易い場所に設置すること。
2. 底板、土留め板、メーターライナーを必ず取り付けること。
3. 量水器は、口径の変更等を考慮し、ボックス内の取替え易い位置に設置すること。
4. 地盤高を考慮すること。  
(車、人が通らない場所に設置する場合、ボックス内の水はけや、量水器の位置が良くわかるよう、ボックスを全体に少し高い位置に設置すること。)
5. 直結止水栓の伸縮部を、適切な位置に調整し、設置すること。

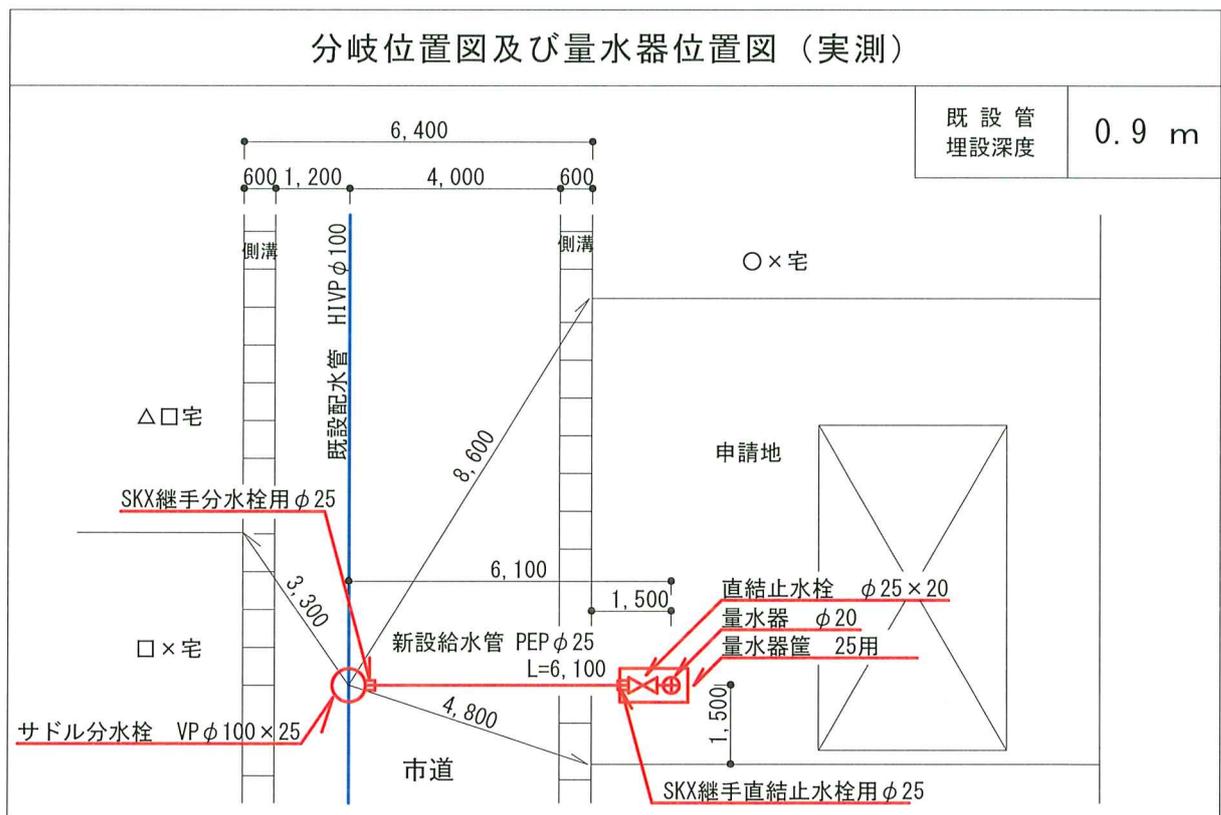
## 竣工図

例 5

### 主記入事項

- ・ 配水管との分岐位置
- ・ 給水管の材質、口径、延長
- ・ 量水器（メーター）の口径、位置
- ・ 止水栓、筐の種類

※必要に応じて断面図の提出を求め場合があります。



# 分岐工事の制限と給水管の引込距離の標準限度について

## 1.分岐工事の制限

給水本管より分岐を行う場合の分岐数の限度は、それぞれ次の表を基準にし施工しなければならない。

給水本管の口径	分岐管の数(単位:戸)						
	φ13mm	φ20mm	φ25mm	φ30mm	φ40mm	φ50mm	φ75mm
φ13mm	1						
φ20mm	3	1					
φ25mm	5	2	1				
φ30mm	8	3	2	1			
φ40mm	17	6	3	2	1		
φ50mm	29	10	6	4	2	1	
φ75mm	80	27	16	10	5	3	1
φ100mm	164	56	32	20	10	6	2
φ150mm	452	154	88	56	27	16	6

(注) 例えば、φ50mmの公道工事を行い、これより分岐工事をする場合は、各戸が量水器φ20mmの引込みを希望する場合は、10戸が限度である。

## 2.給水管の引込距離の標準限度

配水管から分岐した給水管の引込距離は、配水管の水圧および給水管に取付ける栓数を考慮して定めるべきであるが、標準引込距離は下表のとおりとする。

給水管の口径	φ13mm	φ20mm	φ25mm	φ30mm	φ40mm	φ50mm
標準引込限度距離	30m	50m	80m	130m	190m	300m

## メーターの設置箇所及び防護措置について

### 1.メーターの設置箇所について

(1)メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。(水道事業条例第18条第2項)

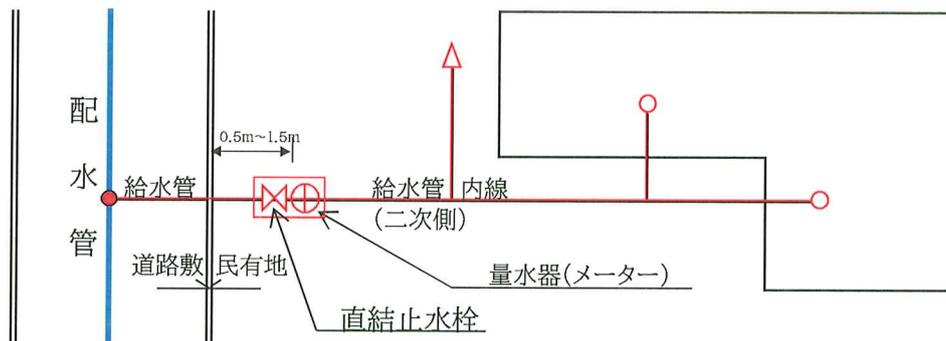
(2)給水装置に設置するメーターの位置は、検針に便利な箇所であればならない。ただし、管理者がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。(水道事業条例施行規程第12条)

(注)メーターの設置箇所は、家屋の構成・検針および取替えの難易・給水管の管理等の点を考え、管理者が定めるものとする。

したがって、その設置箇所は、十分に注意しなければならない。

竣工検査の際、不適切な箇所である場合は、位置の変更を命ずることがある。

本市においては、**公私の境界より0.5m～1.5m以内とし、検針の容易な民地内に取付なければならない。**



また、メーターに空気が入ると調整器の作用を阻害し、過進する恐れがあるので、必ず給水栓より低位に水平で取付けなければならない。

### 2.防護措置について

給水装置は、凍結・破壊・侵蝕等を防止するため適当な措置を講じなければならない。

(水道事業条例施行規程第4条第1項第5号)

(1)暗渠・開渠・軌道下を横断するときは、保護管を用いなければならない。

(2)屋外で給水管が露出する箇所、その他凍結の恐れのある時は、適切な保温材(ウレタン製・フェルト製等)で防護しなければならない。

(3)固定箇所のない独立した給水栓の立上りは、水栓柱を使用しなければならない。

(4)酸・アルカリ等で侵される恐れがあるとき、または温度の影響を受けやすいときは、配管を迂回させるか、適当な防護策を講じなければならない。

(5)給水管はできるだけ直線配管することとし、下水・汚水ますなどの水の汚染される恐れがある箇所からは、できるだけ遠ざけなければならない。また、耕地・建物の基礎、コンクリートのたたきなどの下を横断するような配管は避けなければならない。

(6)給水管の埋設にあたっては、給水管保護のため給水管の上下を10cm以上砂で巻き込みしなければならない。

(7)水槽・プール・流し・その他に水を入れ、また受ける器具・施設等へ給水する給水装置にあつては水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられておかななければならない。

(水道法施行令第5条第7号、水道事業条例施行規程第4条第1項第7号)

(注)これらの施設に供給する場合は、給水管の出口は落とし込みとし、満水面より管径以上の空間を保持しなければならない。ただし、流入管が50mm以下の場合は、50mmとする。また、満水面と同等の位置には、必ず溢流管を設けなければならない。

(8)大便器洗浄弁は、有効なる真空破壊装置を備えた洗浄弁を使用しなければならない。

## 禁止事項及び直圧の限界並びに1戸1線の原則について

### 1. 禁止事項

- (1) 給水管は、床下配管または露出配管にしてはならない。
- (2) 継手および給水管の接合には、ガス溶接法を用いてはならない。
- (3) その他、条例に違反し、給水管等より給水の設備を設けて給水する行為は禁ずる。(水道事業条例第39条)

### 2. 直圧給水の限界

- (1) 高層建築物または地形上これに類する施設への直圧給水の限界は2階までとする。したがって3階以上の建築物または地形上、これに類する施設への給水は、タンク方式にしなければならない。
- (2) 3階まで直結するには配水管の最小動水圧は管などの損失水頭により $2\text{kg f/c m}^2$ 以上を要するが、配水管の水圧は季節的・時間的に変動しているため、常時 $2\text{kg f/c m}^2$ 以上の保持することは不可能である。したがって $2\text{kg f/c m}^2$ 以下の水圧で直結しても給水の本旨である所要水量を十分満たし得ることができない。また、2階建住宅の屋上または地形上これと同等の高さともみなされるものについても同様である。
- (3) 1階の高さとは、3.6mを標準とする。

※2階建ての集合住宅及びテナント等の建築物について、同一敷地内に給水装置を多数設置すると、申請者に多額の費用負担が発生し、給水装置設置後における漏水時の修理等が困難となるため、量水器の数は、散水栓を除き10栓までとする。10栓を超える場合は、親メーター管理方式とする。

### 3. 1戸1線の原則

給水装置は、1戸の構内に2線以上併置することはできない。ただし、消火栓又は管理者がやむを得ないと認めたものはこの限りでない。(水道事業条例第4条の2)

(注)専用給水装置の戸については、本市においては家屋内で独立して生活ができる構造(専用の炊事場・便所・洗面所を持つもの)を持つものは、1戸とみなして運用しています。例えば、1戸の家を2戸に分割して貸与等をする場合も、相互に通行できないような家屋構造に改造し、それぞれ独立した玄関口を備えた形態をとらなければならない。また、同一構内にそれぞれ離れた家屋がある場合も上記の解釈により、それぞれ独立した生活形態を有しており、相互に扉または柵等で遮断され行き来できない状態でなければ2線を引き込むことはできない。本項を特に厳重に禁止する理由は、同一構内で2線が布設された場合、万が一、無届での不正工事で2つの給水装置が連結された際に修繕または閉栓等の施工が困難又は不可能になるからである。

